葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を 改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年葉山町条例 第202号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和4年11月30日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

一般職の職員の勤勉手当の改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めるために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年葉山町条例第202号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町特別職の職員の給与等に関する条例第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

議案第 59 号参考資料 第 4 回 定 例 会 令和4年 11 月 30 日

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の勤勉手当の改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行	公布日施行	令和5年4月1日 施行
6月期	2.15月	2. 15 月	2. 20 月
12 月期	2. 15 月	2. 25 月	2. 20 月
年間計	4.3月	4. 4 月	4.4月

3 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することとした。

【第1条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表 (R4.12.1適用)

改正後	改正前
○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例	○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例
昭和31年10月6日条例第202号	昭和31年10月6日条例第202号
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する職員に	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する職員に
あっては、退職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料及び地	あっては、退職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料及び地
域手当の月額の合計額並びにこれらの額に一般職の行政職(一)8級の職	域手当の月額の合計額並びにこれらの額に一般職の行政職(一) 8級の職
員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得	員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得
た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に	た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に
応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。	応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

【第2条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表 (R5.4.1施行)

改正後	改正前
○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例	○葉山町特別職の職員の給与等に関する条例
昭和31年10月6日条例第202号	昭和31年10月6日条例第202号
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する職員に	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する職員に
あっては、退職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料及び地	」 あっては、退職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料及び地
域手当の月額の合計額並びにこれらの額に一般職の行政職(一)8級の職	域手当の月額の合計額並びにこれらの額に一般職の行政職(一)8級の職
員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得	員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の225</u> を乗じて得
た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に	た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に
応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。	応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。